

政務活動費 領収書等貼付用紙

10273

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 30 日	支出額	285,475 円
項目	広報費	充当額	285,475 円
細目	広報費	按分率	
摘要	小久保けんいち 県政報告資料 vol.28 印刷代 10000 部		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

10273

(2/2)

納品書（兼領収書）

埼玉県議会自由民主党議員団 御中

作成日：2026年04月11日
納品書番号：NR-19518726_002



〒612-8395
京都市伏見区下鳥羽東芹川町33 1F-6F
株式会社グラーフィックフロント
代表取締役 西野能央



商品代金合計	285,475円
--------	----------

【内訳】

消費税10%対象 285,475円 (内税) 25,952円 立替金 0円 ※郵便・年賀はがき等

単位：円

カートNo	注文No 注文日 出荷完了日	品名 商品内容	印刷・加工料 オプション 代金	ディスカウント	調整金 クーポン割引	立替金	送料 郵送料 投函料	手数料	使用Pt	カート別 請求合計
19518726	44593851_001 2026/03/30 2026/03/31	小久保憲一 県政報告資料 vol. 28 カラーA4中綴じ冊子 1日納期 / 16p・フルカラー マットコート90kg / 5,000冊	147,400	▲1,474	0	0	0	0	▲6,377	285,475
	44593851_002 2026/03/30 2026/03/31	小久保憲一 県政報告資料 vol. 28 カラーA4中綴じ冊子 1日納期 / 16p・フルカラー マットコート90kg / 5,000冊	147,400	▲1,474	0	0				

【お支払い方法】 クレジットカード決済

【決済完了日】 2026年03月30日

【納品方法】 ヤマト運輸

【備考】

小久保けんいち

Vol. 28

発行年月日：令和8年3月22日 発行：埼玉県議会議員 小久保 憲一

NEWS

第4種踏切安全対策予算化 !! 令和7年12月一般質問



今号は、令和6年9月定例会の一般質問にて取り上げた「第4種踏切」の予算化実現について、また、令和7年12月定例会一般質問について、ご報告いたします。

1. 第4種踏切安全対策予算化

第4種踏切とは、警報機・遮断機もない踏切で、その危険性が指摘されています。平成26年から令和5年迄の10年間では、全国で69件の事故があり、71名の方が亡くなられています。

県内には第4種踏切が94箇所。関東1都6県では最多です。(令和4年度末時点)

令和6年6月定例会で、その解消と安全確保について一般質問を行ったところ、令和7年度の補正予算・ならびに令和8年度の当初予算に計上されました。安全で迅速な工事を求めてまいります。

県内既設鉄道整備促進費

(1) 令和7年度2月補正予算

補正予算	525万円
補助対象者	鉄道事業者
補助内容	第4種踏切の安全対策費 「安全対策」14箇所
	簡易遮断機等、歩行者等の一旦停止及び左右確認を促す設備の整備に要する経費に対して補助する
	【補助率】3/4
	【補助上限額】375千円
	【補助件数】14箇所



【ときがわ町日影地内の第4種踏切】

国	事業者	県
(事業費の1/2)	(1/4)	(3/4)
	(事業費の1/2)	

(2) 令和8年度当初予算

補正予算	780万2千円
補助対象者	市町
補助内容	第4種踏切の安全対策費 「安全対策」3箇所、「廃止対策」10箇所
	県民の第4種踏切での安全及び鉄道輸送の安全性を確保するため、改善までに時間を要する安全対策等に対して、費用の一部を県が市町に補助する。
	安全対策：簡易遮断器等、歩行者等の一旦停止及び左右確認を促す設備整備に要する経費
	廃止対策：廃止踏切の安全対策に要する経費
	「国事業の安全対策」 国1/2・県1/8・市町村1/8・事業者1/4
	「県事業の安全対策」 県1/4・市町村1/4・事業者1/2
	「市町村事業の安全対策」 県1/2・市町村1/2

関東1都6県の第4種踏切数

(令和4年度末 関東運輸局より情報提供)

1都6県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
踏切数	81	32	75	94	86	21	26



2. 緊急銃猟における行政責任と体制整備について

① 全県統一体制の構築について

【小久保】 本県では令和2年度調査で、クマの個体数は150頭から176頭と推計され、今年度の目撃件数は11月末現在、150件と過去最多ペース。令和7年9月施行改正鳥獣保護管理法により、日常生活圏に出没したクマに対し、市町村判断で銃器使用を可能とする緊急銃猟制度が創設された。今制度は、次の4条件をすべて満たす場合に実施可能。

1. クマが日常生活圏に侵入、又はその恐れが大きい場合
2. 人身被害防止のため緊急対応が必要な場合
3. 銃猟以外では的確かつ迅速な捕獲が困難な場合
4. 発砲により住民等に危害が及ぶ恐れがない場合

しかし、第4条件には人への被弾、被弾したクマが暴れる恐れも含まれ、差し迫った場面で条件を満たしがたく、制度運用が行き詰る可能性がある。

一方、緊急銃猟の体制がない市町では、警察官職務執行法による対応のみとなる。令和5年、県警本部全国調査では、通報から現場到着・駆除まで最短30分、最長8時間、平均2時間30分とされ、即時対応が困難。

クマは「待て」が出来ない。

例えば、「住宅街にクマが侵入し、人命に危険が迫る。現場にハンターはいるが、警察や市町村職員は未到着」この場合、緊急銃猟は適用困難。警職法では警察官命令外の発砲は不可。刑法の緊急避難では理論上、発砲可能でも、補償や法的責任は不透明。

結果、初動対応が遅れ、甚大な被害につながりかねない。

令和7年10月現在、県内市町村の対応方針は3類型に分かれる。



1. 緊急銃猟適用の検討が8市町村
(飯能市、加須市、本庄市、新座市、白岡市、東秩父村、寄居町、小鹿野町)
 2. 警職法による捕獲優先が22市町
(熊谷市、行田市、東松山市、深谷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、美里町、神川町、上里町)
 3. 警職法による対応のみが29市町
(さいたま市、川越市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、宮代町、杉戸町、松伏町)
- 他、未定が4市。

このため、クマが市町村境や県境を越えた場合、責任と指揮系統が断絶しかねない。

そこで伺う。まず、全県統一体制の構築について。情報共有や警察・市町村・ハンター連携の合同対応体制の整備は喫緊の課題である。緊急銃猟の全県統一体制整備の必要性について、知事に伺う。

【知事】 これまでは、クマなどの危険鳥獣が生活圏に侵入しても、銃猟による駆除はできず、警察の立会要請など様々な手続を踏む必要があり、迅速に対応することが困難であった。こうした課題を解決するため、令和7年9月に施行された緊急銃猟制度では、クマなどが生活圏に出没した場合、市町村長の判断・指示に基づきハンターが迅速に銃猟を行えるようになった。議員からは、「全県統一体制」の提案があったが、その時々現場の状況に応じ市町村長の責任において実施す

るべきものである。

その一方で、生活圏による発砲は、様々なリスクを伴うことや、制度ができてまだ間もないことから、緊急銃猟の判断を行うことに市町村が負担や懸念を感じておられることも十分理解ができる。このため、県としては、各市町村が的確に緊急銃猟の判断を行えるよう、制度に関する情報提供や相談対応のほか、市町村と警察、猟友会のつなぎ役となり連携強化を促すなど、きめ細かくサポートしていきたい。

【小久保】 知事の答弁は、あくまでもこの緊急銃猟は市町村が主体であって、県は情報提供や相談を行うとのこと。しかし、現場においては、市町村ごとの運用の差、いわゆる空白が生じる。結果、初動の遅れが懸念される。県が主体となってこの全県統一体制をまず構築すべきではないか。

【知事】 通常、現場は最も身近なところにある市町村が判断をするべき問題。しかしながら、先ほど申し上げたとおり緊急銃猟の判断を行う制度として情報共有等が必要な場合がある。そのため、市町村、警察、猟友会のつなぎ役となり、連携強化を促すことが大切だと考えている。

②初動体制の強化と発砲リスクの解消について

【小久保】 警職法適用に当たる警察官の命令による発砲までの時間的ギャップ、緊急銃猟に当たる隣接地域で適用可否が分かれる問題を県はどう解消されるのか。

【知事】 議員から指摘のあった通り、警察官の職務執行法、いわゆる警職法に基づく発砲や緊急銃猟には、それぞれネックがあり、この2つだけで様々な現場の状況に完全に対応することは困難。

法の適用について、県に権限はないが、警察に対して適切かつ必要な場合には迅速な適用を働き掛けていく。緊急銃猟については、国のガイドラインに基づき市町村判断において実施するものであり、これまでも市町村に対する情報交換会等を実施をしてきており、県として市町村が適切な判断を行えるよう支援をしていく。

③民間ハンターの法的リスク是正について

【小久保】 公的対応が追いつかない現場で緊急銃猟は4条件が制約となり適用不能、緊急避難による発砲では民間ハンターが法的リスクを個人で負う構造的な問題に県としてどう応えるのか。

【知事】 緊急銃猟では、人の多い住宅地等で発砲するケースもありえるということで、跳弾や流れ弾による人的被害や物損に関し、民間人であるハンターがどこまで責任を負うのか不安を訴える声があることについては承知をしている。

緊急銃猟の実施に伴い、万一、物損や人身事故が発生した場合には、法に基づき市町村が補償や賠償を行うことになっているが、刑事上の責任に関わるハンターの不安の払しょくを行うため、国は令和7年11月28日、緊急銃猟の責任範囲等を明記した通知を自治体に発出した。

この国の通知によれば、ハンターは緊急銃猟を行う上での注意義務を果たす限り、刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されないとされている。

緊急銃猟制度は、発足からまだ日も浅く、今後、具体的な事例を蓄積しながら制度の補強が必要。今後も市町村や埼玉県猟友会の声を聞きながら、制度に不備や不足がもし、ある場合には国に対し、適切に伝え、現場を担うハンターが不利益を被ることがないように努めていく。

⇒この質問を受け、県では嵐山町・小川町・ときがわ町・東秩父村を対象に「緊急銃猟の体制整備に向けた関係機関会議」(令和7年12月26日)を小川町役場にて開催。会議では、緊急銃猟制度に関する保険適用や今後予定されている緊急銃猟想定訓練等について質疑・意見交換があったほか、猟友会からは町村に対し緊急銃猟の体制を早期に整えてほしいとの発言があった。





3. 「投資 287 億円、85%回収不能」 分収林事業の継続の是非について

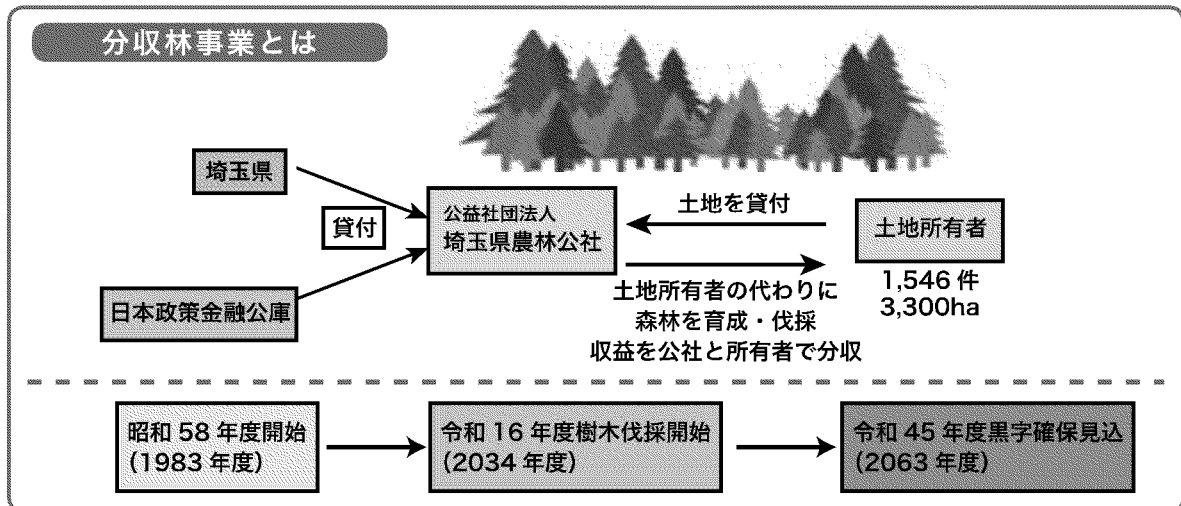
① 県費投入の妥当性について

【小久保】 本県に分収林事業は、1983 年度に開始し、公益社団法人埼玉県農林公社が土地所有者に代わり、森林を育成・伐採し、収益を土地所有者と分収する仕組み。資金は、県や株式会社日本政策金融公庫が当公社に貸付け、県が損失補償義務を負う。

借入金による事業投資額は、1984 年度から 2023 年度までの 40 年間で累計 248 億円、さらに 2024 年度から 2067 年度までの 44 年間で 39 億円と見込まれ、総額 287 億円に達する。一方、木材販売収益は 2024 年度から 2067 年度までで総額 43 億円の見込み。投資額 287 億円のうち、85% が回収不能となる見込み。

2067 年度時点の実質借入残高は県貸付金の無利子化 9 億円、金融公庫貸付利息の補助金化 20 億円を差し引いても、154 億円の見込み。農林公社が返済不能となれば、県が損失補償義務を負う。県内森林面積に占める農林公社管理は約 1 割に過ぎず、その中で、公社管理の分収林事業のみに県費を投入し続けることが、経営面・公平性の観点から妥当といえるのか。

知事は、この「回収不能が前提の事業」を今後も県民負担で継続するのか。それとも、合理性を踏まえ、事業終了も視野に検討するのか、明確な決断を伺う。



【知事】 分収林事業は、戦後荒廃した森林を、国や地方公共団体、林業関係者が一体となって整備してきた中で、厳しい地形や労働力の不足により、土地所有者が自ら行うことが困難なエリアでも森林整備が適切に継続されるよう創設された仕組み。

農林公社は事業費を借入金により調達し、土地所有者との契約に基づき、植栽、保育、伐採を行い、木材の売却によって得られる収益を農林公社と土地所有者との間で分収し、借入金の返済に充てるとされていた。

農林公社は、昭和 58 年の設立以来、分収林事業に取り組んできたが、その後、木材価格の低迷や、シカの食害対策等による経費の増大などにより、当初の想定から分収林事業の経営環境がかい離する状況が生じている。

このため農林公社は、令和 5 年度に見直しを行った県の「埼玉県農林公社経営改革プラン」に基づき、分収林事業の経営改善の取組を進めている。具体的には、可能な限りの債務の圧縮を図るため、不採算林の解約・繰上償還による利息削減や J-クレジットなどの新たな収入確保に取り組んでいる。

令和 6 年度末までに 102 ヘクタールの不採算林を解約したことにより、約 6 千 6 百万円の利息を軽減するとともに、令和 8 年度からの J-クレジット発行に向けた手続を進める。改革プランに基づき農林公社を支援するため、県としても、貸

J-クレジット

省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013 年度より国内クレジット制度と J-VER 制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。

付金を無利子化するとともに、公庫借入金の利子償還分を補助しており、これには特別交付税措置がされている。

仮に、分収林事業を終了する場合、約 43 億円の木材販売収入が見込めないだけでなく、公庫からの借入金約 82 億円を直ちに償還する必要が生じるとともに、公社への県補助金等についての国の特別交付税も受けられなくなるなどデメリットがある。

また、分収契約を即座に全面的に解約しなければならないが、土地所有者との交渉は難航が予想されるほか、森林の適切な管理に支障を来し、水源の涵養（かんよう）などの公益的機能が損なわれる可能性がある。このため、県費を支出することは妥当と考えており、今後とも、農林公社が分収林事業を行う仕組みは維持した上で、県として農林公社が行う経営改善あるいは先早期の解約等を後押しする形で進めていく。

②事業目的の実質的消滅について

【小久保】 本事業は森林の公益的機能の維持増進や森林資源の充実を目的に、森林整備の促進、木材供給の安定を掲げている。しかし、新規造林は 2018 年度に中止、伐採は 2034 年度以降になる。近年は森林環境譲与税の活用や森林組合・民間事業者との協働が進み、政策目的は他制度で代替可能となり、本事業の目的は実質的に消滅している。

県はどのような根拠により事業を継続するのか。新規造林の中止は「伐って・使って・植えて・育てる」という循環利用の理念に反し、森林施策全体の整合性を損なうおそれがある。県は、「循環利用の推進」と「分収林の維持」という相反する方針をどう整合させるのか、知事の見解を伺う。

【知事】 分収林事業については、当初より、困難な森林の育成あるいは土地所有者による森林の伐採さらには活用、こういったものを県として代替をするということをはじめたもので、これが昭和 58 年に公社によって引き継がれたというもの。

活樹が後の目的にはなるが、現時点においては県の施策として非常に重要。そのうえで分収林については、原則、伐採後、速やかに再造林を行うことになっており、森林の循環利用を進めていく。

他方で、間伐については平均の林齢が現時点では 30 年余。皆伐はまだ先になるため、そこから植栽になるが、これらの目的については維持をされていると考える。

その一方で、獣害などにより収益の確保が難しいと見込まれる分収林については、やはり維持できないと考えており、解約・繰上償還による利息の削減を進めなければならないという両方の側面を維持しなければならないと考えている。

③法的・行政的根拠について

【小久保】 次に、県は「契約期間が 2067 年度まで」として事業継続するならば、その法的・行政的根拠について、財政負担や事業目的の喪失、森林政策の転換を踏まえ、契約見直しや終了の可能性を検討したのか、知事の見解を伺う。

【知事】 分収林事業は、従来から事業目的を継続して現在も実施をし、循環利用にも資するが、当初の見込みとは異なる大きな財政負担を強いるものになっている。

本事業は分収林特別措置法に基づき、土地所有者と造林を行うものとの間で契約を締結した上で、木材販売収入を分け合う分収方式により森林の育成を計画的に育成をするものだが、これまで公社は、木材価格の下落による収益低下を見込み、公社と土地所有者との 6 対 4 という分収割合を、7.5 対 2.5 に変更する取組を進めているほか、収入が見込めない分収林は解約をし、その後の利払いを削減する取組を進めている。

また、これまでも説明をしてきたが、公社としての見直しのプランを進めている。

先ほどの事業の終了の可能性については、仮に終了をした場合に多額の債務、あるいは国からの交付金の打ち切り、こういったものがあるために、債務を限りなく圧縮をしながら、現在ある分収林の収益も上げる、可能な限り県の財政に影響を及ぼさない方向にしながら、分収林事業の今後についてさらに検討しなければならないと考えている。終了についても検討したが、即時解約のリスクが余りにも大きいため、徐々に、可能な限り損益を縮小しながら、継続をするという判断に至った。



4. 児童自立支援施設「埼玉学園」(上尾市) について

埼玉学園とは

児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設。不良行為をなし、またはなすおそれのある児童、及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退園した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。



【埼玉学園】(上尾市)

①寮長・寮母の処遇改善について

【小久保】 本県設置・運営の児童自立支援施設

「埼玉学園」は、1906 年に創設。定員 120 名、9 寮で構成され、非行や家庭環境等により社会生活への適応が困難な児童に対し、自立支援を実施している。

全国の児童自立支援施設は 58 箇所、運営形態は職員の交替制 40、単独制 1、夫婦住み込みの夫婦小舎制 17 で、関東 1 都 6 県では、**本県のみ夫婦小舎制を導入している。**

施設では、児童は規則正しい生活を学ぶ一方、生活を支える寮長・寮母は夫妻で住み込み、夜間も宿直として安全確保や緊急対応を担う。その宿直手当は 1 回 1,050 円で月 23 回。15 時間勤務では時給換算約 70 円。1974 年の県人事委員会規則改正時 360 円。同施設の通勤職員宿直手当の 4 分の 1 の水準で設定された。以来 51 年間、**金額の更新はあってもこの水準は変わっていない。**

一方、関東の交替制導入の 5 都県立施設では、特別宿日直手当として 1 回 7,400 円から 6,400 円を計上している。本施設では職員の休暇確保のため、その都度、児童を別寮に移す運用を行っており、夫婦小舎制の理念である「安定した生活の場」と矛盾する懸念がある。生活拠点の移動は継続的な人間関係を断ち、安心感を損ないかねない。

全国では、夜間対応を宿直に依存せず、交替制や夜勤専従の導入が増え、職員の負担軽減と児童の安定が両立されている。関東で唯一、夫婦小舎制を維持する本県も、先進事例を踏まえ、運営を見直す時期にあると考える。

質問にあたり、東京都立萩山実務学校を視察した。同校は 1939 年に現在地へ移転後、1948 年に夫婦制から交替制へ移行、2001 年に分校として公教育を導入。現在、中学生以上が対象で、定員 120 名、10 寮で構成されている。職員からは「**複数職員との関係性が社会での人間関係構築に有用**」「**交替制は引継ぎが多いが情報共有が重要**」との意見があった。以上を踏まえ、施設運営の課題解決に向けて知事の見解を伺う。

ア. 宿直手当の見直しについて

通勤職員宿直手当の 4 分の 1 の水準が 51 年間変わっていない宿直手当について、改善に向けての具体策を伺う。

【知事】 埼玉学園職員の宿日直手当の金額は、同様に夫婦制を採用している国立の児童自立支援施設との均衡を踏まえ、職員の給与に関する条例及び宿日直手当に関する規則で定められており、寮長・寮母が 1 回当たり 1,050 円、通勤する職員が 4,400 円。

宿直業務は、電話対応や緊急事態に備えての待機業務を想定しており、寮長・寮母は寮舎に附属する居住場所で私生活を営む環境が整備されており、通勤する職員とは負担の度合いが異なるとして、手当額に差が生じている。

また、緊急事態の発生などで仮に児童への対応を行う場合には、時間外勤務として扱い、別途、手当を支給する。さらに、寮生活を担当している寮長・寮母に対しては、給料の調整額を増額して

職の困難性を評価している。

その一方で、寮運営を担当している寮長・寮母に対する給与については、現在の寮長・寮母の負担を適切に反映したものとなっているか、その合理性を他の自治体の制度なども参考にしっかりと検証し、増額について検討していく。

イ．児童の安定と夫妻の休養の両立について

【小久保】 休養確保のため児童を別寮に移す運用について、児童の安定した生活環境を維持し、夫妻の負担軽減をどう進めていくのか。

【知事】 埼玉学園では、1906年の創設以来、「夫婦制」を寮舎運営の基本としており、寮舎で、夫婦である寮長・寮母が児童と起居を共にし、家庭的な環境の中で、日々の生活を通じ必要な指導等を行っている。

現在、埼玉学園の普通寮の寮長・寮母は、9日連続で勤務し、3日休むという勤務シフト。休みの3日間は、児童は特別寮という別の寮に移動して生活をしている。

現行の普通寮は、寮長・寮母が休みの日に交替職員が来て寮運営を行う前提のつくりになっていないことから、児童の生活の安定と寮長・寮母の休養の両立を図るには難しい側面もある。

一方、埼玉学園の寮舎については、老朽化が進んでいることから、改修等に向けた検討を進めているそこで、具体的には、**改修する寮舎の範囲や機能、時期のほか、運営体制についても検討したい。**児童の安定と寮長・寮母の休養の両立については、今後の運営体制を議論していく中で、施設についての議論も含め、児童や職員の意見等にも十分配慮しながら検討したい。

②寮長・寮母の処遇改善について

【小久保】 児童が安心して暮らせ、夫妻の負担を軽減できる持続可能な運営に向けて、**交替制を含めどう進めていくのか**、知事に伺う。

【知事】 埼玉学園の寮の運営については、令和2年度から3年度にかけて、外部有識者等を含めた「児童自立支援施設埼玉学園の在り方検討委員会」において検討を行っている。

令和3年6月にまとめられた報告書では、夫婦制のメリットとして、**家庭的な雰囲気の下に指導・援助できることや保護者との信頼関係を確保しやすいこと、デメリットとして、夫婦を共に職員としなければならず、人材確保の困難性があることが指摘されている。**

また、交替制のメリットとして、**個々の職員による指導・援助の偏りを防ぎ、客観的で公平な関わりができることや、交替勤務のため過重な労働を避けることができること、デメリットとして、指導・援助の一貫性や継続性を欠きやすいこと、職員間の意見調整が難しいことなどが挙げられている。**さらに、今後の運営体制として「当面の間、夫婦制を基本として、加えて交替職員を配置する」「交替制を試行的に導入する」といった方針も示されている。

先ほどデメリットとして外部有識者から夫婦制での人材確保の難しさがあるという指摘があったが、この指摘にかかわらず、現時点では当施設にあっては、夫婦制により児童の処遇に関わることを希望する者からの問合せが寄せられている状況もあり、現在、全国的には交替制の施設が多いが、当面は夫婦制を基本とする運営を考えている。

また、埼玉学園の寮舎については、老朽化が進んでおり、令和7年6月から福祉部内に埼玉県寮舎改修等検討委員会を設置したところであり、改修する寮舎の範囲や機能、時期のほか、将来的な運営体制も見据えた交替制の導入についても現在、議論を進めている。

今後の寮の運営については、引き続き、この委員会で具体的な検討を進めたい。



5. 就労継続支援 B 型事業所における「工賃の向上」について

① 工賃向上目標の在り方について

【小久保】県は障害者の就労環境の向上を目的に令和 6 年度埼玉県工賃向上計画を策定し、令和 4 年度平均工賃月額 1 万 5,024 円に対し令和 8 年度に目標 2 万円を掲げている。

しかし、平均値のみの設定は問題。令和 6 年度事業所別月額工賃実績は、国により算定方法が変更された結果、県内 635 事業所の平均値 2 万 1,528 円。一方、中央値 1 万 7,918 円、また最高値 10 万 4,756 円、最低値 1,008 円。約 104 倍の差があり、最低値 1,008 円を時給換算すると月 92 時間で約 10 円。1,000 円台 2 施設、3,000 円台 7 施設。

県目標月額 2 万円は平均のみを基準とし、中央値や最低値には触れておらず、一部高工賃事業所の実績で平均が押し上げられ、低工賃事業所が見過ごされてしまう。平均値のみを目標とする在り方について問題があるのは明白。

今後は、平均値だけでなく複数の指標を用いるべきではないか。例えば、中央値 2 万円、下位 25 パーセント水準 1 万円以上、時給換算最低値 200 円以上を組み合わせることで、低工賃の改善を伴う、より現実で福祉的な目標となる。

最低水準の改善を伴わない目標設定は、福祉施策としてあってはならない。福祉部長の見解を伺う。

【福祉部長】目標工賃につきましては、国の指針に基づき、工賃向上計画において、平均工賃で定めている。この平均工賃は、各年度の実績を国が調査していることから、他の都道府県と比較ができるメリットがある。

一方、実態をより客観的に把握するためには、事業所の工賃を高い順又は低い順に並べたときの真ん中の値である「中央値」など、様々な指標を考慮することも有効であると受け止めている。また、最低値については、工賃が低い事業所から「利用者の障害特性を鑑みて作業時間を短時間にしている」「生活のリズムや仲間との交流を重視している」といった事情があるが、そうした事業所にあってもできる限り工賃の向上に取り組んでいくことが重要。

これまで県では、平均工賃が 3,000 円を恒常的に下回っている事業所を個別に訪問し、管理者などから実情を伺った上で、工賃向上の重要性について理解を促し、向上を図るよう指導してきた。今後、県では、平均工賃のほか、実態を把握するために必要な指標の設定について、関係団体や有識者からなる埼玉県障害者施策推進協議会などの意見を聞いた上で検討していく。

② B 型事業所に対する県の役割について

【小久保】県の役割は、一般就労への移行支援と、それが困難な方への機会提供、工賃の実績底上げにある。

障害者の尊厳ある生活基盤を見据え、支援を必要とする方に確実に届く計画へ転換すべきと考え、福祉部長の見解を伺う。

【福祉部長】就労継続支援 B 型事業所は、一般就労が難しい障害者に働く機会を提供するとともに、働く能力が高まれば一般就労への移行に向けて支援していくことを目的としている。

県の役割は、B 型事業所がこうした目的に沿って取組を進めていけるよう、また、工賃向上に向けた取組が進むように支援、指導していくことと考える。

県では、令和 6 年度から 8 年度までを計画期間とする「工賃向上計画」において目標工賃を 2 万円としているが、今後の計画においては、地域で暮らす障害者が B 型事業所で働くことで、生活基盤を整えることができるという視点を含めて目標を定める必要があると考える。

次期、工賃向上計画の策定に当たっては、関係団体等の意見をききながら、複数の指標の活用や工賃が低い事業所の底上げといった様々な角度から、しっかりと検討していく。

6. 県立高校のバリアフリー整備の現状と計画策定について

①バリアフリースイレ整備の実態について

【小久保】県は、バリアフリースイレ 4 機能として車椅子、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドを位置付けている。

しかし、県立高校での 4 機能設置校、設置率は把握、公表されておらず、実態は不明。県発注の設備にもかかわらず、管理が行われていない。加えて、県公表の設置率は、国のアンケートに合わせた車椅子対応のみで、4 機能整備の実態ではない。

この県立高校の 4 機能、バリアフリースイレの設置状況をどのように把握し、今後どう整備を進めていくのか、明確な方針を示してほしい。

【教育長】県は、令和 5 年度までに、県立高校全校に「車椅子利用者用トイレ」を設置している。議員指摘の、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドの 3 設備を備えたバリアフリースイレについては、現在、大規模改修に合わせて、トイレ内スペースの余裕を考慮し、可能な限り整備している。

今後は、整備を進める上で必要な情報を把握するため、全ての県立高校について調査し、大規模改修等に合わせて計画的に整備を進める方針で取り組んでいる。

②バリアフリー整備ロードマップの策定について

【小久保】令和 7 年 4 月時点で県立高校 137 校のうち、エレベーター設置校は 34 校、設置率 24.8%にとどまる。整備実績は、令和 5 年度 1 校、令和 6 年度 2 校、今年度 2 校で、このペースでは全校設置まであと 52 年必要。

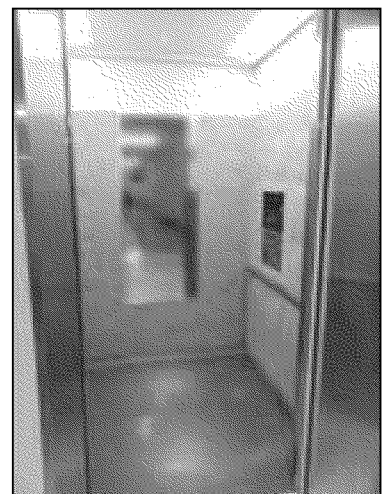
バリアフリー整備は誰もが利用できる環境の基盤だが、本県は「こどもまんなか社会」や「インクルーシブ教育」を掲げながらも対応が不十分。令和 6 年度報告の 2 校の整備においては入札不調が生じ、繰越し予算が発生している。これはマネジメント不足を示すもので、県は重く受け止めるべき。加えて、メーカーや工事会社への県ヒアリングでは、技術者不足や製造の順番待ちなど外部要因も指摘され、整備が進まない構造的な課題が生じている。

車椅子利用の生徒が通いたい高校を選べない現状は、教育機会均等の観点からも看過できない。今、必要なのは、県全体でいつ、どこまで、どの手順で整備を進めるかを示す県立高校版バリアフリー整備ロードマップである。財源、工程、入札、メーカー調整を一体で管理をし、確実に整備を進める体制が求められている。

「こどもまんなか社会」の実現、そして「インクルーシブ教育」の推進のため、エレベーターやスロープ等の整備をロードマップ策定も含め、今後どのように進めるのか、具体的な方針を示してほしい。

【教育長】エレベーターやスロープ等のバリアフリー設備の整備は、車椅子利用の生徒が高校生活を送る上で、重要と認識しており、令和 6 年度に予定していたエレベーターの設置工事が入札不調等により工事が遅れたことは、教育局としても、重く受け止めている。

スロープ等の整備については、大規模改修等の実施と合わせて、全校に対して、計画的に整備を進めていく。



県立新座高校エレベーター



一方、エレベーターの整備には多額の費用を要するとともに、学校の施設の状況はさまざまであることから、個別に検討を要するため、ロードマップ策定は困難。

県では、地域や学科等の偏りが無いようエレベーターを設置するという方針のもと、できるだけ多くの学校に整備ができるよう財源の確保に努め、今後もしっかりと進めていく。

【小久保】教育長、令和7年8月5日の文科省有識者会議において、「全国全公立小・中学校においてエレベーター、スロープ、バリアフリースイレについて、国は令和12年度末までの達成を目指す」という方針が示されている。

なぜ本県の県立高校では、それを目標として目指さないのか。

【教育長】エレベーターについては、障害のある生徒への合理的配慮の一貫及び教育環境の整備のために設置しているもの。現在、普通科高校については、県内を4つの地域に分けまして、各地域から設置校を選択し、また、農業、工業、商業などの専門高校については、各学科からそれぞれ設置校を選択するなど、できるだけ偏りが無いように設置に努めている。

また、エレベーターが設置されていない学校に車椅子を利用する生徒が入学した場合には、使用教室を1階にするなど、使用教室の配置を工夫するほか、「階段昇降機」の活用などの対応をしている。

繰り返しになるが、限りある予算の中でエアコンの設置や、校舎の老朽化対策等も必要な状況。エレベーターのほか、スロープ等のバリアフリー設備の整備は、車椅子利用の生徒が希望する高校を選ぶ上で、大変重要であると認識しており、できるだけ多くの学校に整備ができるよう、財源の確保に努め、しっかりと進めてまいりたい。

【小久保】昇降機という発言があったが、これは通えるだけで、学びの環境にはなり得ない。さらに計画がなければ整備が遅れる。整備が遅れば、通いたい高校に通えない。

そして、教育格差が解消されない。改めて、その見解を伺いたい。

【教育長】繰り返しになるが、県立高校において、エレベーターを設置することについては、重要だと考えているが、現在、教育局におきましては、限りある予算の中で、様々な対策が必要となっているため、すので、引き続きできるだけ多くの学校に整備ができるよう、財源の確保に努め、しっかりと進めさせていただきたい。



教育現場の階段昇降機
(文部科学省のHPより)

7. 交通遺児援護基金の在り方について

①原資と運用の矛盾について

【小久保】本県では、交通遺児の健全育成と安全で快適な交通環境づくりを目的に、公益信託の趣旨による交通遺児援護基金を設立し、交通遺児の交付事業を行っている。

平成12年度から同基金に対し、県民からの寄附と合わせ県単独補助を行っている。内容は、子供1人につき18歳年度末まで毎年10万円を給付する援護金と、1回限り10万円を給付する援護一時金の2種類。2024年度実績は給付総額1,400万円で、県民等からの寄附1,702万円に対し、県補助は40万5,000円と全体の2パーセント、2016年度から同額で推移している。

しかし、援護金には児童扶養手当に準拠した所得制限があり、子供1人世帯では年収274万円以下の世帯が支給対象となる。そのため、支援の根拠が交通遺児から世帯の経済状況となり、本来、

継続的に保障されるべき支援が途切れてしまう。本事業の理念は、交通遺児への社会的償いと寄り添い。

基金原資の98パーセントが県民等の寄附によることを踏まえれば、運用は交通維持を支援したい寄附者の意思と公益信託の理念を最優先すべき。寄附金98パーセントに対し2パーセントの県費に課す所得制限を基金全体に適用することは、制度理念との明確な矛盾。

制度を見直し、寄附者アンケートで意思を把握した上で再設計すべきではないか、県協議会会長でもある知事に伺う。

【知事】 埼玉県交通安全対策協議会では「交通遺児援護基金」を設立し、交通事故で親を亡くした遺児等に援護一時金及び援護金を給付している。

「交通遺児援護基金」は、賛同いただいた県民の皆様からの寄附金を原資としており、交通事故で家族を失った遺児等に寄り添い、社会全体で共に交通遺児等を支えようとするもの。

交通遺児援護基金の援護一時金は、一律に10万円を給付し、援護金は、交通遺児等が18歳に達するまで、毎年10万円を給付する制度だが、援護金の給付には養育する方の所得に応じて制限がある。

しかしながら、こどもに関する制度の所得制限が撤廃されていくなど、こどもの育ちを社会全体で支えていくという現在の機運にも鑑みれば、より良い給付制度について検討する時期に来ている。議員指摘のとおり、寄附者の意向を確認した上で、この検討を進めていきたい。

② 所得制限について

【小久保】 関東の類似制度では、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県は所得制限なしで支援しており、本県のみ所得制限を維持していることは、公平性や実効性の観点から疑問。本事業の理念である交通遺児への社会的支援に立ち返り、所得制限撤廃に踏み切るべき。

基金の98パーセントが寄附によることを踏まえ、撤廃を伴う財政負担は寄附金を基本に、その不足分を公費が補填する役割分担で持続可能な制度にすべきと考える。所得制限の早期撤廃と公費投入の具体策について、知事の見解を伺う。

【知事】 交通遺児援護基金に所得制限が設けられた主な理由は、限られた寄附金を、給付制度を維持しながら、交通遺児等に効果的に配分するためであったと認識している。

所得制限撤廃については、県内の交通事故死者数の減少に伴って交通遺児等も減少傾向にある中、将来の給付予測等のシミュレーションや寄附者の意向を、確認しながら検討していきたい。

公費の投入については、関東の類似県では公費投入がない。また、他の埼玉県内の基金についても、補填をするための公費投入というものがほぼないことから、今後の在り方そのものについて検討を進めたいと考える。

令和7年度
交通事故被害者のご家族への援護金のしおり
公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金では、交通事故等の被害者（犠牲者等）と被害者ご家族の生活の安定、生活の安定と生活の向上を目的として、交通事故で親を亡くした遺児等に援護一時金及び援護金を給付しています。

※本基金は、交通事故で親を亡くした遺児等に援護一時金及び援護金を給付する目的で、公益信託埼玉県交通安全対策協議会が設立した基金です。基金の運用は、公益信託埼玉県交通安全対策協議会の定める基金運用方針に基づき行われます。

援護金

① 援護一時金
交通事故で親を亡くした遺児等に、交通事故発生から1年以内（死亡から1年以内）に、10万円を給付します。

② 援護金
交通事故で親を亡くした遺児等に、交通事故発生から1年を超えて18歳に達するまでの間、毎年10万円を給付します。

③ 所得制限
援護金の給付には、養育する方の所得に応じて制限があります。

所得区分	援護金の給付額
所得10万円以下	10万円
所得10万円超～20万円以下	5万円
所得20万円超～30万円以下	3万円
所得30万円超～40万円以下	2万円
所得40万円超～50万円以下	1万円
所得50万円超	0円

※所得は、交通事故発生時の所得を指します。

④ 申請方法
交通事故発生後、1年以内（死亡から1年以内）に、申請書と必要書類を提出してください。

⑤ 申請先
公益信託埼玉県交通安全対策協議会（〒330-0801 さいたま市中央区西大宮1-1-1）

⑥ 問い合わせ
公益信託埼玉県交通安全対策協議会（TEL: 048-833-1111）

⑦ 基金の運用
基金の運用は、公益信託埼玉県交通安全対策協議会の定める基金運用方針に基づき行われます。

⑧ 基金の透明性
基金の運用状況は、毎年公表されます。

⑨ 基金の継続
基金の継続は、公益信託埼玉県交通安全対策協議会の定める基金運用方針に基づき行われます。

⑩ 基金の廃止
基金の廃止は、公益信託埼玉県交通安全対策協議会の定める基金運用方針に基づき行われます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/6240/r07shiori.pdf>





8. 県独自の児童生徒への通学支援策について

【小久保】13.6 キロ、18.6 キロ。これは県内小学校・中学校の最長通学距離である。しかも現在6 キロ超で通学支援がない市町村が複数存在する。

1956 年の中央教育審議会答申では、学校統合の基準として、児童生徒の通学距離は通常の場合、小学校児童は4 キロメートル、中学校生徒は6 キロメートルを最高限度とすることが適当とされ、69 年間変わっていない。

国のスクールバス購入支援の適用は、激変緩和の場合や過疎地域などの指定10 市町村の一部に限られ、ほかの地域には届いていない。

なお、交付税措置はあくまで一般財源への算入にすぎず、年度ごとの国の裁量や算定方法で変動するため、実際に必要な額が確保される保証はない。

こうした中、国内では国基準を問わず、スクールバス委託、民間バス定期券支給、交通用具購入補助など独自に取り組む市町村があり、令和7 年11 月時点で小学校26 市町村、中学校14 市町に上る。しかし、これらは市町村単独の財政負担に依存しており、県の財政支援が必要。

さらに、通学距離の現実的負担は、小学1 年生の歩行速度を時速4 キロとすると、往復8 キロで約2 時間。その上、現行基準では勾配や交通量、気象条件など地理的環境は考慮されていない。

例えば、この県議会議事堂からさいたま市桜区役所までの約4 キロ毎日往復する場合、国の支援は適用できず、児童生徒の安全が十分確保されていない。

通学環境の整備は、児童生徒の健全な発達と学びの保障の観点から不可欠。県として、国制度の対象外地域を含め、全ての児童生徒が安全かつ無理なく通学できる環境を整備する必要がある。従来の距離という単一要件に加え、通学時間、地理的条件、利用可能な交通手段等を総合的に考慮した県独自支援策を早急に検討すべき。教育長の見解はどうか。

【教育長】少子化の中で、各市町村では市町村立小中学校の再編整備が計画されており、児童生徒の通学手段の確保が大きな課題となっていることは承知している。

児童・生徒の通学については、設置者である市町村が、通学時間や地理的条件、交通手段など、地域の実態を踏まえ、安全で無理なく通える環境を整備すべきものと考えている。

市町村が遠距離通学の対策として、スクールバスを運行や、通学に要する交通費を補助する場合には、国の基準に基づき、地方交付税措置がなされている。

また、過疎地域等や学校の統廃合に伴う場合には、スクールバスの購入費などの国による補助制度を活用することができる。

県では、これらの国による支援制度や、県内自治体の通学支援の取組状況をより丁寧に情報提供するなど、市町村を支援していく。

さらに、国に対し、様々な機会をとらえて、市町村の負担を適切に反映し、財政措置を拡充するとともに、運用に当たっては、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、要望していく。

【小久保】69 年間、国の基準は変わっていない。そして、国の子供政策も変わっていない。しかし、現場では、通学の安全確保が問われている。なぜ埼玉県は静観するのか、市町村に寄り添っていかないのか。

【教育長】義務教育段階の児童・生徒の遠距離通学に係る市町村の取組に、地域間の格差は望ましくなく、国において、適切に財政措置が講じられるべきものと認識している。県では、国に対し、市町村の負担を適切に反映し、財政措置を拡充するよう要望するとともに、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう支援体制の改善を働きかけていく。



9. こども医療費助成制度における「療養費」を含む完全現物給付化について

【小久保】本県では、令和4年10月より、医科、歯科、調剤の療養の給付について現物給付を実現をし、現在では18歳年度末まで全県で窓口無料となった。

しかし、柔道整復、あんまマッサージ、鍼灸の療養費は受療時の窓口10割負担、後日償還払いの仕組みのまま。例えば、捻挫や打撲では整形外科受診の医療費は窓口無料だが、柔道整復等の受療の療養費は全額自己負担後、市町村への償還払い手続が必要。結果、一連の傷の治療が制度上分断され、保護者の事務負担が生じ、治療選択が経済的理由で制限される懸念がある。

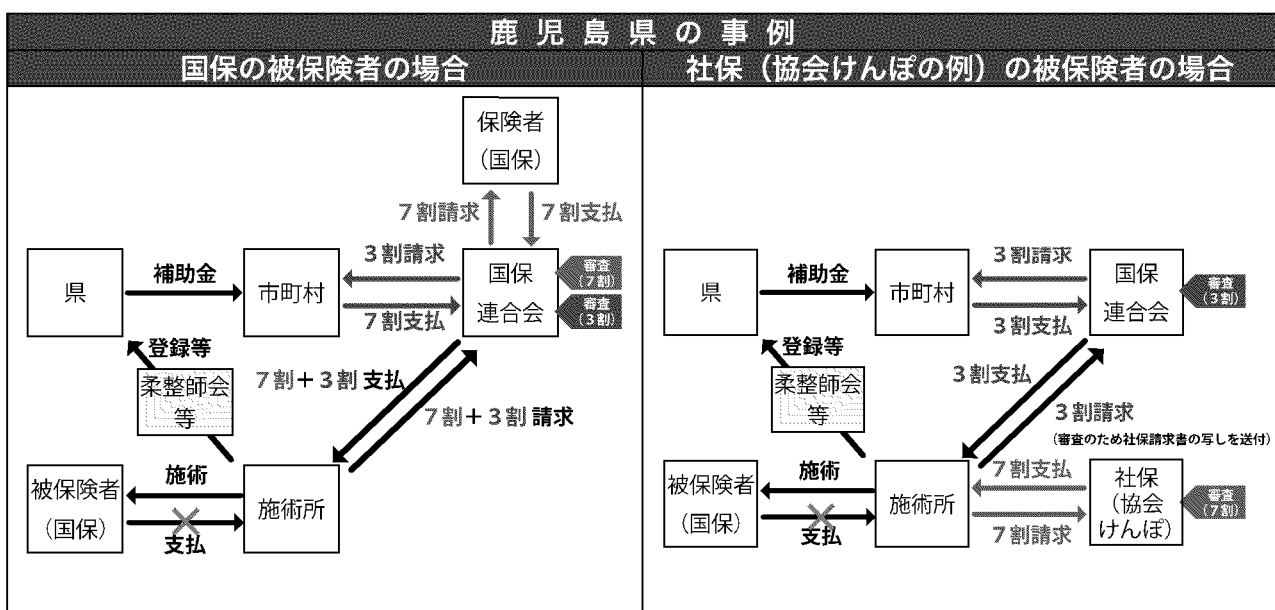
現在、県内37市町村では、受療委任の特例措置で窓口負担ゼロを実施しているが、市町村で取扱いが異なり、サービス格差が生じている。窓口負担ゼロの施設は令和7年9月現在、県内1万956施設所のうち、導入済み3,076施設所、3割にとどまる。

一方、医科、歯科、調剤の療養の給付は受診時負担はゼロ、医療機関が国保連合会や支払基金にレセプト請求する仕組み。

同じ県民でも居住地で負担が異なり、子育て世帯の負担が変わる現状は看過できない。鹿児島県を視察したところ、平成30年度から窓口負担ゼロの完全現物給付化を全県で実現し、施術所が県の審査支払機関へ一括請求し、こども医療費の支払いを受けている。

こども医療における柔道整復療養費の現物給付（鹿児島県の事例）

- (1) 国民健康保険は、国民健康保険連合会（以下、国保連）が療養費（7割）・こども医療（3割）とも審査を行う体制を整備している。施術所は国保連に対し療養費（7割）・福祉医療（3割）の請求を行う。社会保険（協会けんぽの例。以下同じ。）は、療養費（7割）の審査を行う協会けんぽがこども医療（3割）の審査を行っておらず、国保連が社会保険分の審査も受託しているため、施術所は協会けんぽに療養費（7割）請求を行うとともに、国保連に、こども医療（3割）の請求を行う。その際、個別にその写しを国保連に送付する（こども医療（3割）の審査のため）。
- (2) 国保連は、療養費に係るこども医療（3割）の請求について審査を行い、市町村にこども医療（3割）相当額を請求。（国民健康保険の場合は、療養費（7割）の審査・請求も併せて実施）
- (3) 市町村は国保連にこども医療（3割）相当額を支払い。（国民健康保険の場合は、保険者（国保）から療養費（7割）も国保連へ支払われる。）
- (4) 国保連は施術所にこども医療（3割）相当額を支払い。（国民健康保険は保険相当額と併せて支払い）





県内 37 市町村が個別対応の現状は非効率であり、県が統一すべき。県内どこでも同じ基準で医療を受けられる体制整備は県の責務。これは、医科、歯科、調剤の全県現物給付化前の議論と同様。実現に向けた具体策について、知事の決断を伺う。

【知事】 こども医療費助成制度は、受給者が医療保険制度を利用して医療機関等を受診した際の自己負担分を無料化するものであり、県は事業の実施主体である市町村に対しその経費の一部を補助している。

先ほど指摘があった医科・歯科等と柔道整復療養費が異なるのは、柔道整復療養費の支給は医療行為とは異なり、健康保険法に基づく医療保険制度において償還払方式で行うことが基本とされているため、こども医療費助成制度でも同様な扱いとなっている。

議員指摘のとおり、その一方で、県内一部市町村では、こども医療費助成制度における柔道整復療養費を含む現物給付を行っている。このような制度を設けた場合、受給者は一時的な費用負担を気にすることなく施術を受けられることから利便性は高まっている。

その一方で、市町村においては、施術所からの請求の仕組みづくりや審査体制の構築・運用のための負担などが生じることとなる。

現物給付の実施については、こども医療費助成制度の実施主体である市町村が、受給者の利便性と市町村の負担を踏まえ、総合的に判断をするべきだと考える。県では、こうした判断に資するよう、令和 7 年度、県内市町村の実施状況を把握し、情報共有を図ったところ。

他方で、法律が根拠になっている以上、利用者目線からは国において、このような制度を変えるよう働きかけるべきだが、こども医療費助成制度における療養費の全県現物支給化については、まずは、各市町村の意向の確認を進めてまいりたいと考える。

【小久保】 知事は令和 5 年度予算委員会において、「医療費の自治体間で助成内容に差が生じている状況は一刻も早く改善されるべき」と述べた。しかし、療養費においては、市町村ごとに対応は分かれ、圏域の公平性が失われている。

一方、鹿児島県では、平成 30 年度から国保連審査を活用した全県統一化、現物給付化を行っている。なぜ本県はこの療養費だけを例外として、県民の負担軽減に努めないのか。

【知事】 本県が例外としているのではなく、法律によって健康保険法に基づく制度において、償還払方式が行うことが基本とされているため、現在、このような制度を、導入を行っていない市町村にお願いすると、負担が増えることになる。

しかしながら、先ほど議員が指摘した医療の場合には、県内で制度が統一されることが望ましいと私は答弁した。療養費においても基本は一緒。

そこで法律に基づく以上、国に対して要望しなければならないと考えるが、しかしその前の段階で市町村がその負担を負っても、なお統一に協力するというのであれば、もちろんそれは可能。そのため、全県現物給付化について、各市町村の意向をまずは確認したい。

【小久保】 県内市町村を尊重するというのであれば、37 市町村という一部ではなく、県が主導して全県統一化することが県民の負担軽減につながると私は確信しているが、見解はどうか。

【知事】 先ほど申し上げたとおり私は統一が望ましいと考える。

しかしながら、医療費と異なり法律が根拠となって異なっている以上、負担を強いなければならないということで、県が主導して、例えば国に要望するといった段階はあると思う。まずはその前に、市町村の意向を伺いたいと考える。

⇒この質問を受け、議会では内閣総理大臣への意見書提出が決定！

令和 8 年 2 月定例会において内閣総理大臣に対し、提出予定の意見書**子どもの医療費助成制度における窓口負担の無料化対象が拡充可能な仕組みの構築を求める意見書（案）**

全国の多くの自治体において、子どもの医療費の助成が行われている。これらの助成制度は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの保健向上を図るために重要な制度である。

本県の全ての市町村が実施する「こども医療費助成制度」は、18 歳年度末までの子どもを対象に、県内の医療機関を受診する際の医療費の窓口負担を無料としている。一方、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）は、保険医療機関に係る医療費と異なり、窓口負担の無料化に当たっては、各市町村において請求・審査に係る制度構築が必要である。そのため、本県市町村において、子どもの療養費に係る窓口負担の無料化の実施の有無や、実施をしても対象となる施術所の範囲が異なり、子どもの療養費の窓口負担に大きな差が生じている。

さらには、スポーツ活動などを行う生徒が、継続的にこれらの施術を受ける場合も少なくなく、こうした施術を必要とする子どもを抱える家庭にとって、窓口負担及び償還申請の事務負担は大きなものとなっている。

こうした療養費の窓口負担の問題は、子どもの医療費の助成制度を設ける全国の自治体に共通した課題である。安心して子育てを行うには、居住自治体にかかわらず、同一の取扱いによる受診機会が確保されることが重要であり、療養費についても医療機関と同様に窓口負担が発生しないよう、療養費の取扱いについて見直しを図るべきである。よって、国においては、いずれの自治体においても、子どもの医療費の助成制度における療養費の窓口負担が無料となるよう、市町村及び施術者等の負担軽減策と併せて、新たな仕組みを構築するよう強く求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

10. 流域下水道の負担格差の是正と県の責任について

【小久保】本県の 8 流域下水道は県が設置・管理主体であり、広域施設としての整備、運営責任は県にある。つまり、県は維持管理や更新の最終的な管理責任があるが、実際の費用負担は市町村に依存し、施設更新時期による地域格差が放置される現状は問題である。

まず、受益者負担の原則による地域格差について。

受益者負担の原則は、本来同一サービス、同一負担を求めるもの。しかし、更新時期で地域ごとに負担が異なる現状は、この理念に反している。令和 7 年度の維持管理負担金単価は、荒川上流利根川右岸地域 99 円、荒川左岸南部地域 37 円と最大 2.68 倍の格差があり、過去 15 年間ほぼ変わらず放置されてきた。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
荒川 左岸 南部	33	33	33	33	33	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36	37	40
荒川 左岸 北部	40	40	40	40	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	46	46
荒川 右岸	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	38	43
中 川	32	32	32	32	32	37	37	40	40	40	40	40	40	40	40	43	43
古利根川	76	76	76	76	76	76	76	78	78	78	78	78	82	82	82	82	82
荒川 上流	85	85	85	85	85	85	85	85	92	92	99	99	99	99	99	99	99
市野川 (滑川町・嵐山町・小川町)	83	83	83	83	83	83	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	105
利根川 右岸	63	63	63	63	72	72	72	72	72	83	83	83	83	83	99	99	105

県は流域下水道の設置・管理主体であり、市町村は接続利用者。費用負担の平準化や財政調整を行わず、受益者負担だから仕方ないとする対応は、管理主体としてあってはならない。

また、受益は流域単位ではなく、全県単位で評価する必要があると考える。

流域下水道は、公平で持続可能な県民サービスであるべき。維持管理負担金単価 2.68 倍の格差を県が放置することが管理責任として適切と言えるのか、知事に伺う。



【知事】流域下水道の維持管理・更新は、下水道法に基づき受益者負担であり、県の負担責任ではない。

受益者負担は、本来同一サービス、同一した負担を求めるものではなく、受益する、利益を受ける方々、もしくは利益を受ける市町がその利益を受ける限度において費用を負担するものが原則。

流域下水道の運営に当たっては、下水道施設の効率的な運転や、施設更新のタイミングに合わせた省エネ型機器の導入など、維持管理費用の削減に管理者として努めている。

しかしながら、受益者負担である以上、受益する単位によるスケールメリット等の違いにより、流域によって維持管理負担金単価に差が生じている。

下水道は重要なインフラであることから、適切な水準の単価を設定し、下水道事業を安定的に継続することが、管理責任と考えており、適切に責任を果たしている。

現行の単価は、法に基づき流域市町の意見を聞き、議決を経て定めたものであるが、一部の流域市町から、単価の格差について意見も聞いている。そこで今後、流域関連の全 47 市町を含めて、このことについて話し合いを進める気運の醸成を図ることが肝要と考えている。

【小久保】下水道施設の老朽化対策は一部企業債が充てられているが、元利償還金のうち地方交付税措置がされない部分が維持管理負担金に算入されており、一部流域負担が重くなっている。これは、下水道サービスの公平性と持続可能性に関わる問題。

県として流域を超えた調整を図る必要があるが、その具体策について、知事に伺う。

【知事】議員指摘のとおり、老朽化対策に係る建設費の財源の一部は、各流域市町の建設負担金や企業債が充てられ、後年度において、この企業債の元利償還金のうち地方交付税が措置されない部分については、維持管理負担金に算入をされることとなる。

本県において、下水道施設は 8 つの流域ごとに独立をしており、その建設費については、各流域の状況に応じて投資の判断をしてきた。

大規模な流域下水道については本格的な更新がなされたことがなく、その負担も大きいことから、負担の在り方について国民的議論が必要として国に対し要望を本県より行っているところではあるが、現在の制度下では、維持管理負担金のうち建設費の財源に係る部分を、流域を超えて調整することは困難と考える。

人口減少の局面を迎えている様々な課題がある中で、県としては、流域関連の全 47 の市町と課題を共有し、流域下水道事業を安定的に継続していけるよう取り組みたい。

■ 小久保憲一事務所

住所 〒 355-0328
埼玉県比企郡小川町大塚 21-1

TEL 0493-81-4896

FAX 048-611-7711

開所時間 9:00 ~ 17:00 [土日祝休]

■ 小久保憲一プロフィール

- 昭和 49 年 小川町生まれ、小川町在住
- 平成 10 年 早稲田大学 教育学部国語国文学科卒業
大学卒業後は衆議院議員秘書として、13 年間勤務
- 令和 2 年度 埼玉県議会第 127 代副議長
- 令和 5 年 4 月 埼玉県議会議員四期目当選
- 令和 7 年度 福祉保健医療委員
少子・高齢福祉社会対策特別委員
埼玉県社会福祉審議会委員
- 埼玉県議会自由民主党議員団所属
- 自由民主党埼玉県支部連合会 政務調査会長

